



2014/08/13

1 労働衛生関係規則等

(1) 労働衛生管理体制

<p>選任すべき事業場</p>	<p>総括安全衛生管理者（法第10条）</p> <p>次に掲げる業種の区分に応じ、常時掲げる数以上の労働者を使用する事業場</p> <p>1 林業、鉱業、建設業、運送業および清掃業 100人</p> <p>2 製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業および機械修理業 300人</p> <p>3 その他の業種 1000人</p>	<p>衛生管理者（法第12条）</p> <p>常時50人以上の労働者を使用する事業場次の表の左欄に掲げる事業場の規模に応じて、同表の右欄に掲げる数以上の衛生管理者を選任すること。</p> <table border="1" data-bbox="917 571 1428 862"> <thead> <tr> <th>事業場の規模（常時使用する労働者数）</th> <th>衛生管理者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50人以上200人以下</td> <td>1 人</td> </tr> <tr> <td>200人を超え500人以下</td> <td>2 人</td> </tr> <tr> <td>500人を超え1000人以下</td> <td>3 人</td> </tr> <tr> <td>1000人を超え2000人以下</td> <td>4 人</td> </tr> <tr> <td>2000人を超え3000人以下</td> <td>5 人</td> </tr> <tr> <td>3000人を超える場合</td> <td>6 人</td> </tr> </tbody> </table>	事業場の規模（常時使用する労働者数）	衛生管理者数	50人以上200人以下	1 人	200人を超え500人以下	2 人	500人を超え1000人以下	3 人	1000人を超え2000人以下	4 人	2000人を超え3000人以下	5 人	3000人を超える場合	6 人
事業場の規模（常時使用する労働者数）	衛生管理者数															
50人以上200人以下	1 人															
200人を超え500人以下	2 人															
500人を超え1000人以下	3 人															
1000人を超え2000人以下	4 人															
2000人を超え3000人以下	5 人															
3000人を超える場合	6 人															
<p>選任に関する要件</p>	<p>当該事業場においてその事業の実施を統括管理する者</p>	<p>当該事業場に専属の者で、次に掲げる業種の区分に応じ、それぞれに掲げる者</p> <p>① 農林畜水産業、鉱業、建設業、製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、運送業、自動車整備業、機械修理業、医療業および清掃業 第一種衛生管理者免許もしくは衛生工学衛生管理者免許を有する者または医師、歯科医師、労働衛生コンサルタント、その他厚生労働大臣の定める者</p> <p>② その他の業種 ①に掲げる者のほか、第二種衛生管理者免許を有する者 なお、2人以上の衛生管理者を選任する場合においては、そのうち1人は労働衛生コンサルタント（専属でない）から選任することができる。</p>														
<p>業務の内容</p>	<p>安全管理者、衛生管理者等を指揮することおよび次の業務を統括管理すること</p> <p>1 労働者の危険または健康障害を防止するための措置に関すること</p> <p>2 労働者の安全または衛生のための教育の実施に関すること</p> <p>3 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること</p> <p>4 労働災害の原因の調査および再発防止対策に関すること</p> <p>5 安全衛生に関する方針の表明に関すること</p> <p>6 法第28条の2第1項の危険性または有害性等の調査およびその結果に基づき講ずる措置に関すること</p> <p>7 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価および改善に関すること</p>	<p>① 総括安全衛生管理者の統括管理する業務のうち衛生に係る技術的事項を管理すること</p> <p>② 少なくとも毎週1回作業場等を巡視し、設備、作業方法または衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じること</p>														

衛生推進者等（法第12条の2）	産 業 医（法第13条）
<p>常時10人以上50人未満の労働者を使用する非工業的業種*の事業場ごとに衛生推進者を選任し、衛生に係る業務を担当させる。</p> <p>なお、安全管理者を選任すべき業種にあつては安全衛生推進者を選任する。</p> <p>*非工業的業種：前頁に掲げる、総括安全衛生管理者を選任すべき事業場の業種の区分のうち「3 その他の業種」に該当する業種をいう。</p>	<p>常時50人以上の労働者を使用する事業場（常時3000人を超える労働者を使用する事業場にあつては、2人以上を選任する）</p>
<p>①および②の者は当該事業場に専属の者であること。③の者の場合は専属でなくても可。</p> <p>① 都道府県労働局長の登録を受けた者が行う講習を修了した者</p> <p>② 大学卒業後1年以上、高等学校または中等教育学校卒業後3年以上、その他5年以上事業場の衛生の実務（安全衛生推進者にあつては安全衛生の実務）に従事した経験を有する者</p> <p>③ 労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント、その他厚生労働大臣が定める者</p>	<p>医師のうち次の要件を備えた者</p> <p>① 労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する研修であつて、厚生労働大臣の指定する者が行うものを修了した者</p> <p>② 産業医科大学等の卒業者であつて、その大学が行う実習を履修したもの</p> <p>③ 労働衛生コンサルタント試験（保健衛生）に合格した者</p> <p>④ 大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、准教授または講師の職にある者、またはあつた者</p> <p>なお、1,000人以上の労働者を使用する事業場または一定の有害業務に500人以上の労働者に従事させる事業場にあつては、その事業場に専属の者を選任する。</p>
<p>総括安全衛生管理者の統括管理する以下の業務を担当すること。</p> <p>1 労働者の危険または健康障害を防止するための措置に関すること</p> <p>2 労働者の安全または衛生のための教育の実施に関すること</p> <p>3 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること</p> <p>4 労働災害の原因の調査および再発防止対策に関すること</p> <p>5 安全衛生に関する方針の表明に関すること</p> <p>6 法第28条の2第1項の危険性または有害性等の調査およびその結果に基づき講ずる措置に関すること</p> <p>7 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価および改善に関すること</p> <p>（衛生推進者にあつては衛生に係る業務に限る。）</p>	<p>① 健康診断および面接指導等の実施、その結果に基づく措置</p> <p>② 作業環境の維持管理</p> <p>③ 作業の管理</p> <p>④ その他労働者の健康管理</p> <p>⑤ 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置</p> <p>⑥ 衛生教育</p> <p>⑦ 労働者の健康障害の原因の調査および再発防止のための措置</p> <p>⑧ 少なくとも毎月1回作業場等を巡視し、作業方法または衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じること</p>